

議員提出議案第16号

議案第82号令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち門司港地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議について

議案第82号令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち門司港地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議をするため、議会の議決を求める。

令和6年6月14日

提出者 北九州市議会議員

世良 俊明

奥村 直樹

三宅まゆみ

大久保無我

森本 由美

森 結実子

河田圭一郎

小宮けい子

浜口 恒博

泉 日出夫

白石 一裕

提案理由 本年2月に可決した令和5年度一般会計補正予算に対する修正案にあるとおり、市民や議会への説明責任を果たす前に門司港地域複合公共施設整備事業を進めることがあってはならない。

今後も引き続き広く十分な説明の機会を設け、そこで聞いた市民や議会の声を総合的に判断し、遺構の厳密な追加調査の結果を受けて適切な対応を行った後に予算執行することを求めるため。

議案第 8 2 号令和 6 年度北九州市一般会計補正予算のうち門司港  
地域複合公共施設整備事業に対する付帯決議

本年 2 月議会において、令和 5 年度一般会計補正予算に対して提出された修正案が可決された。修正案は、門司区から発掘された門司駅関連遺構は重要な遺構であるとの指摘が相次いでいる現状を鑑み、市民や議会への説明責任を果たしたうえで、今後、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うとともに、速やかに、複合公共施設の計画を進めるべきと考えられるので、同補正予算には一部移築費用を盛り込まないようにするために提出された。

その後、本市議会の議長及び副議長より市長に対し、「遺構の文化財としての取り扱いや一部移築の方針を決めた過程、その後の対応について丁寧に市民と議会に説明すべきである」との趣旨で申入れも行われた。

以後、門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について、常任委員会や市民向けの説明会も順次行われているものの、現時点は途中の段階である。また、説明の内容は遺構の文化財としての価値についてよりも複合公共施設建設の必要性や遺構を残した場合の負担増が中心となっている。

市民及び議会が判断するためには遺構の価値についての評価結果や、その保存方法の検討経緯などについても十分に説明を行うべきであり、その必要性は門司区民に限ったものではない。今後の調査結果を含めて、より広く市民に説明し、市民の意向を聞く機会を作るべきである。

また、門司港地域複合公共施設整備事業の予算には、追加発掘調査に係る経費だけでなく、事業用地の買戻しの予算も含まれている。先に可決した修正案では、事業を進めるには「市民や議会への説明責任を果たしたうえで」とある。説明責任を果たす前に事業を進めることがあってはならない。

今後も引き続き広く十分な説明の機会を設け、そこで聞いた市民や議会の声を総合的に判断し、遺構の厳密な追加調査の結果を受けて適切な対応を行った後に、予算執行することを求める。

以上、可決に当たっての付帯決議とする。

令和 年 月 日

北九州市議会